資料２

報告2）
大型車両を取り巻く課題への取組報告

第22回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

令和8年1月22日（木）

＜目 次＞

1. 今年度の連絡協議会の主な活動状況

2. 各課題の取組み内容

3. 各取組みの実施状況

1．今年度の連絡協議会の主な活動状況

◎大型車通行適正化推進月間における広報の実施

過年度に引き続き、10月の1ヶ月間を『**大型車通行適正化推進月間**』とし、荷主・運送事業者・社会一般に対する啓発活動を強化した。

◎重点広報期間における広報の実施

大型車通行適正化推進月間の前後にあたる9月及び11月に『**重点広報期間**』を設置し、連絡協議会委員が一体となり、広報展開を強化した。

◎首都圏大規模同時合同取締の実施

大型車両による重量違反等の取締り強化の姿勢を社会一般に対し周知・啓発することを目的に、関東・甲信エリアにおける道路管理者、警察及び運輸支局の3者が連携し、11月6日に『首都圏大規模同時合同取締』を実施した。

◎取締強化月間及び集中取締期間の実施

各道路管理者の負担増を抑えながら取締りを強化し、大型車通行適正化の広報強化期間と連携した広報活動につなげるため、例年、各道路管理者で予定している取締りを「**取締強化月間**」及び「集中取締期間」に特に強化して実施した。

◎通行許可迅速化に向けた取組みの実施

特殊車両通行許可の迅速化に向けて、申請者と審査者で意見交換を行った。
また、一都八県のトラック協会と事務局で具体的な課題に関する意見交換を行った。

1. 今年度の連絡協議会の主な活動状況

令和7年度における連絡協議会の活動状況は下表のとおりであった。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
広報	【第21回】 連絡協議会 7/28		重点広報期間	大型車通行適正化 推進月間	重点広報期間		【第22回】 連絡協議会 1/22	
取締		R7【第1回】 合同取締 作業部会 8/4～20 （書面開催）	R7【第2回】 合同取締 作業部会 9/19	取締強化月間 10月 集中取締 期間 20～24	首都圏大規模 同時合同取締 11/6			R7【第3回】 合同取締 作業部会 2月上旬予定
迅速化			迅速化 トラックWG 9/16			R7迅速化 検討部会 12/2		迅速化 トラックWG 2/16予定

2. 各課題の取組み内容

関東地域の大型車通行適正化に関する課題に対して、令和7年度に実施した取組み内容を下表のとおり整理した。

課　題	実施内容 赤字：新規・拡大・改善した取組　★：効果検証実施項目（資料3に掲載）	対象者（◎：主対象/○：第2対象/△：第3対象）		
		荷主・受注者	運送事業者等	社会一般
❶ 社会一般も含めた特車制度の周知	①ラジオCM（複数局）による広報★	○	○	◎
	②ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画作成	○	○	◎
	③連絡協議会委員主催のイベントへの参画★	△	△	◎
	④SNSによる継続的な情報提供★	○	○	◎
	⑤連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	○	○	◎
	⑥連絡協議会委員（関係企業団体）が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿		◎	
	⑦SNSの活用拡大	○	○	◎
	⑧ポスター・チラシ等における新たな広報手法の検討	○	○	◎
	⑨クレーンオペレータアンケート調査★		◎	
❷ 協会等非加盟事業者に対する広報手段	①整備管理者研修等での情報発信		◎	
	②運送事業適正化機関を通じたチラシ配布		◎	
	③特車メーカーを通じた購入者へのチラシ配布		◎	
	④加盟・非加盟を問わず事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施又は説明資料の配布		◎	
	⑤建設機械関連事業者を対象とした啓発	○	◎	

2. 各課題の取組み内容

関東地域の大型車通行適正化に関する課題に対して、令和7年度に実施した取組み内容を下表のとおり整理した。

課　題	実施内容 赤字：新規・拡大・改善した取組　★：効果検証実施項目（資料3に掲載）	対象者（◎：主対象/○：第2対象/△：第3対象）		
		荷主・受注者	運送事業者等	社会一般
❸ 違反車両の交通安全対策	①取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布		◎	△
	②大型車に関する交通安全等のチラシ配布		◎	△
	③合同取締作業部会と連携した広報		◎	△
	④ポスター・チラシ等の配布方法改善検討		◎	△
❹ 荷主の法令遵守に向けた対策	①荷主協会等が主催する講習会やその他荷主の参加が想定されるセミナー等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布★	◎		
	②荷主団体へのチラシ等の配布	◎		
	③工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布	○	◎	△
	④自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布拡大の検討	○	◎	
❺ 特車申請の許可期間短縮	①個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換			
	②申請手続きの適正化等への意見交換を実施			
	③行政書士会へのチラシ等配布★		◎	
	④意見交換結果のSNS等による広報活用検討	○	○	◎

2. 各課題の取組み内容

(1)今年度実施した特車制度周知の課題への対応内容を以下に示す。

課 題	
❶	**社会一般も含めた特車制度の周知** ➢ 社会一般の特車制度の認知度は約5割となっており、大型車ドライバーにおいても約7割にとどまっていることから、認知度向上に向けた継続的な広報活動の実施が必要である。

対象者	継続的な実施内容	新規・拡大・改善内容
社会一般	① ラジオCM(複数局)による広報 ② ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画作成 ③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画 ④ SNSによる継続的な情報提供 ⑤ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	⑦ SNSの活用拡大 ⑧ ポスター・チラシ等における新たな広報手法の検討
運送事業者等	⑥ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿 上記①～④を継続実施	⑨ クレーンオペレータアンケート調査

2. 各課題の取組み内容

（2）今年度実施した非加盟事業者の課題への対応内容を以下に示す。

課 題	
❷	**協会等非加盟事業者に対する広報手段** ➢ 協会等の非加盟事業者を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わず、広く啓発活動を継続することが必要である。

対象者	継続的な実施内容	新規・拡大・改善内容
運送事業者	① 整備管理者研修等での情報発信 ② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布	④ 加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施、又は説明資料の配布
クレーン事業者	③ 特車メーカーを通じた購入者へのチラシ配布	⑤ 建設機械関連事業者を対象とした啓発

2. 各課題の取組み内容

（3）今年度実施した違反車両の交通安全の課題への対応内容を以下に示す。

	課 題
❸	**違反車両の交通安全対策** ➢ 大型車両が関係する交通事故は社会的影響も大きいため、引き続き交通安全対策の取組みが必要である。

対象者	継続的な実施内容	新規・拡大・改善内容
運送事業者等	① 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布 ② 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布 ③ 合同取締作業部会と連携した広報	④ ポスター・チラシ等の配布方法改善検討

2. 各課題の取組み内容

（4）今年度実施した荷主対策の課題への対応内容を以下に示す。

	課 題
❹	**荷主の法令順守に向けた対策** ➢ 荷主の認知度/理解度は改善しているものの、荷主都合の変更指示は増加していることから、荷主に対する啓発活動を継続していく必要がある。

対象者	継続的な実施内容	新規・拡大・改善内容
荷主・受注者	① 荷主協会等が主催する講習会やその他荷主の参加が想定されるセミナー等を利用した特車制度説明会の実施、又は説明資料の配布 ② 荷主団体へのチラシ等の配布 ③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布	④ 自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布拡大の検討

2. 各課題の取組み内容

（5）今年度実施した特車申請の許可期間短縮の課題への対応内容を以下に示す。

課 題	
❺	**特車申請の審査期間短縮** ➢ 特車通行審査に際して、道路管理者における個々の状況に応じた課題・疑問点が確認されたため、引き続き特車手続き（申請・審査）の統一化・適正化に向けた取組みが必要である。 ➢ 手続きが早い・簡単・便利な特車確認制度の利用率が低いことから、確認制度の利用促進によって、特車制度全体としての迅速化を図る必要がある。

対象者	継続的な実施内容	新規・拡大・改善内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	④ 意見交換結果のSNS等による広報活用検討
申請者	② 申請手続きの適正化（道路管理者の審査の効率化に資する対応）等への意見交換 ③ 行政書士会へのチラシ等配布	

3. 各取組みの実施状況

各課題に対する取組み内容について、下表のとおり整理した。

実施項目	実施先（実施者）	実施概要
❶-① ラジオCM（複数局）による広報★	NACK5/ ニッポン放送	広報効果が確認されたラジオCMを、聴取者の拡大につながるように放送本数や放送局を検討して実施する。
❶-② ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画作成	事務局	ラジオCMのシナリオを活用したイラスト動画を作成し、事務局のYouTubeアカウント等で啓発活動として利用する。
❶-③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画★	千葉市/ NEXCO中日本（川崎）	連絡協議会委員主催イベントに参画し、特車制度の広報やアンケート調査等を実施。
❶-④ SNSによる継続的な情報発信★	事務局	特車情報Xを通じて継続的に情報を発信。
❶-⑤ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	連絡協議会委員	大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各委員の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。
❶-⑥ 連絡協議会委員（関係企業団体）が発行する機関誌等への寄稿	1都3県トラック協会	各トラック協会発行の機関誌等において大型車通行適正化に関する寄稿文の掲載。
❶-⑦ 【拡大】 SNSの活用拡大★	事務局	特車情報Xの情報発信力拡大を狙い、画像付きの投稿や特車に関する豆知識等を投稿する。
❶-⑧ 【新規】 ポスター・チラシ等における新たな広報手法の検討	事務局	横型のポスター作成やイラスト動画の活用拡大等を検討。
❶-⑨ 【拡大】 クレーンオペレータアンケート調査★	全ク協	クレーンオペレータへの法定講習時にアンケート調査を実施
❷-① 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載	関東運輸局	整備管理者研修資料等に連絡協議会チラシを掲載。
❷-② 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布	1都3県トラック協会	貨物運送適正化事業実施機関による巡回指導時に、加盟・非加盟を問わず運送事業者に対して、連絡協議会チラシを配布。
❷-③ 特車メーカーを通じたチラシ配布	特殊車両メーカー （2社）	特車メーカー等を通じて、購入者へ連絡協議会チラシを配布。
❷-④ 【拡大】 非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布	NASVA/ ヤマトスタッフサプライ（株）	運行管理者講習受講者等に対しチラシ、特車制度説明資料の配布。
❷-⑤ 【新規】 建設機械関連事業者を対象とした啓発★	日本建設機械レンタル協会	建設機械に関連する事業者を対象に、説明会やチラシ配布等を実施。

【凡例】 特に注力する取組　★：効果検証実施項目（資料3に掲載）

3. 各取組みの実施状況

各課題に対する取組み内容について、下表のとおり整理した。

実施項目	実施先（実施者）	実施概要
❸-① 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布	高速道路会社	取締、違反者講習会、交通安全キャンペーン等にて連絡協議会チラシ配布。
❸-② 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布	合同取締作業部会委員	取締時等に大型車両の交通安全等のチラシ配布。
❸-③ 合同取締作業部会と連携した広報	事務局	合同取締作業部会が実施する取締作業と連携した広報の実施。
❸-④ 【拡大】 ポスター・チラシ等の配布方法改善検討	事務局	ポスター・チラシ等の配布方法について、改善を検討。
❹-① 荷主協会等が主催する講習会やその他荷主の参加が想定されるセミナー等を利用した特車制度説明会の実施、又は説明資料の配布	建設業界（2組織）	荷主が加盟する協会による講習会等を利用した特車制度説明会の実施、又は説明資料の配布。説明資料にWebアンケートURLを掲載し、アンケート調査を実施。
❹-② 荷主団体へのチラシ等の配布	建設業界（2組織）	荷主団体を対象としたチラシ等配布による啓発活動実施。
❹-③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布	工事安全協議会	工事安全協議会等を通じて受注者へチラシ配布を実施。
❹-④ 【拡大】 自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布拡大の検討	自治体	自治体の工事関連部署等を通じて受注者へチラシ配布を行い、工事現場等での掲示を実施。
❺-① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	通行許可迅速化検討部会（道路管理者）	審査者（道路管理者）間で、個別協議の短縮や審査内容の統一化等に向けた意見交換の実施。
❺-② 申請手続きの適正化等（道路管理者の審査効率化に資する対応）への意見交換	通行許可迅速化検討部会、迅速化（トラック）WG	申請者と審査者間で、申請手続きの適正化、道路管理者の審査の効率化に向けた意見交換の実施。
❺-③ 行政書士会へのチラシ等配布	日本行政書士会連合会	特車申請を事業とする行政書士を対象に、チラシ等の配布を実施。
❺-④ 【新規】 意見交換結果のSNS等による広報活用検討	事務局	迅速化検討部会にて集約した事前調査結果や意見交換結果等を広報へ活用する検討を実施。

【凡例】 特に注力する取組　★：効果検証実施項目（資料3に掲載）

3. 各取組みの実施状況

各取組みは下表のスケジュールで実施した。

★:効果検証実施項目	～6月	7月	8月	9月 重点広報期間	10月 大型車通行 適正化推進月間	11月 重点広報期間	12月	R8年1月～
❶-① ラジオCM(複数局)による広報★					10/24～26	10/26～ Webアンケート		
❶-② イラスト動画作成							R8イラスト動画公開予定	
❶-③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画★				9/24★ 全国交通安全運動キャンペーン		11/16★ 「土木の日特別企画」はたらくくるまみんなあつまれ		
❶-④ SNSによる継続的な情報提供★								
❶-⑤ チラシ・ポスターの一斉掲示					連絡協議会委員・オブザーバによる一斉掲示			
❶-⑥ 連絡協議会委員発行の機関誌等への寄稿								
❶-⑦ SNSの活用拡大★								
❶-⑧【拡大】 ポスター・チラシ等の新たな広報手法検討								
❶-⑨【拡大】 クレーンオペレータアンケート調査★	(一社)全国クレーン建設業協会東京・神奈川・千葉・茨城・栃木支部ご協力によるアンケート調査							
❷-① 整備管理者研修等での情報発信								
❷-② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布								
❷-③ 特車メーカーを通じたチラシ配布								
❷-④【拡大】 非加盟運送事業者の参加が想定される講習会等での説明会実施、又は説明資料の配布								
❷-⑤ 建設機械関連事業者を対象とした啓発★					10/28 説明会((一社)日本建設機械レンタル協会)			

3. 各取組みの実施状況

各取組みは下表のスケジュールで実施した。

★:効果検証実施項目	～6月	7月	8月	9月 重点広報期間	10月 大型車通行 適正化推進月間	11月 重点広報期間	12月	R8年1月～
❸-① 取締・交通安全キャンペーン等での チラシ配布								
❸-② 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布								
❸-③ 合同取締作業部会と連携した広報								
❸-④ ポスター・チラシ等の配布方法改善検討					★			
❹-① 荷主協会等が主催する講習会やその他荷主の参加が想定されるセミナー等をを利用した特車制度説明会の実施、又は説明資料の配布			説明会（(一社)日本建設機械レンタル協会）		10/28	11/14 説明会（(一社)東京建設業協会協会）		
❹-② 荷主団体へのチラシ等の配布								
❹-③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布								
❹-④【拡大】 自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布拡大の検討								
❺-① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換						12/2 通行許可迅速化検討部会		
❺-② 申請手続きの適正化等（道路管理者の審査効率化に資する対応）への意見交換				9/16 トラック（迅速化）WG				2/16 トラック（迅速化）WG
❺-③ 行政書士会へのチラシ等配布								
❺-④ 意見交換結果のSNS等による広報活用検討								

3. 各取組みの実施状況

以降に課題別に実施した各取組みの具体的な内容を記載する。

❶－①ラジオCM（複数局）による広報

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

■ラジオCM概要

■放送局（2局）：NACK5、ニッポン放送

■放送スケジュール：下表参照

■放送回数：19回

■CM内容：右記参照

	10/24（金）	10/25（土）	10/26（日）	合計
NACK5	06:59頃 08:49頃 14:58頃 18:40頃	08:40頃 10:49頃 15:43頃 18:30頃	11:10頃 13:59頃 16:45頃	11
ニッポン放送	07:34頃 11:49頃 17:40頃	09:36頃 14:40頃 16:20頃	10:51頃 13:40頃	8
合計	7	7	5	19

■ラジオCM原稿（40秒）

BGM （女性Na）	♪※BGM さて、突然ですが、大型車両のドライバーの あなたにお願いがあります。 道路には重量制限があるのはご存じですか？ 重量をオーバーする車両の通行には、 「特殊車両通行手続き」が必要となり、 その手続きをしない通行は法律違反になります。 荷主、運送事業者、ドライバー、それぞれに罰則が 課される場合もあります。 法律違反とならないためにも、 重量制限を超える際は「特殊車両通行手続き」を。 “重量守り、道路を守ろう。” 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議 会」です。

■WEBアンケート調査

Webリサーチ会社の登録モニターへのWEBアンケート調査によりラジオCMの効果を検証

➡ アンケート結果は資料3へ

3. 各取組みの実施状況

①－②ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画作成

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

■シナリオ動画概要

ラジオCMの音声を使用したイラスト動画を作成し、公開を予定している。

【R7年度ラジオ原稿】

BGM （女性Na）	♪※BGM さて、突然ですが、大型車両のドライバーの あなたにお願いがあります。 道路には重量制限があるのはご存じですか？ 重量をオーバーする車両の通行には、 「特殊車両通行手続き」が必要となり、 その手続きをしない通行は法律違反になります。 荷主、運送事業者、ドライバー、それぞれに罰則が 課される場合もあります。 法律違反とならないためにも、 重量制限を超える際は「特殊車両通行手続き」を。 “重量守り、道路を守ろう。” 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議 会」です。

【参考】R6年度シナリオ動画

URL：
https://www.youtube.com/watch?v=_UkoCUEFdO8

3. 各取組みの実施状況

①－③連絡協議会委員主催のイベントへの参画

【主対象：社会一般】

■イベント概要①

■イベント名：令和7年秋の全国交通安全運動キャンペーン（中日本高速道路㈱主催）

■開催日時：9月24日（水）11:00～12:00

■開催場所：海老名SA（下り）

■連絡協議会の実施内容：

○「重量守り、道路を守ろう」パネル展示
○連絡協議会チラシ配布
○特車図鑑配布

■イベント実施状況①

3. 各取組みの実施状況

①－③連絡協議会委員主催のイベントへの参画

【主対象：社会一般】

■イベント概要②

■イベント名：「土木の日特別企画」～はたらくくるまみんなあつまれ～（千葉市役所主催）

■開催日時：11月16日(日)10:00～15:00

■開催場所：千葉市役所

■連絡協議会の活動内容：枠外参照

■連絡協議会ブースにおける実施内容：

〇特殊車両の塗り絵体験
〇特車図鑑配布
〇アンケート調査の実施（274名回答）
〇「重量守り、道路を守ろう」ポスター展示
〇「重量守り、道路を守ろう」パネル展示

〈特殊車両の塗り絵イメージ〉

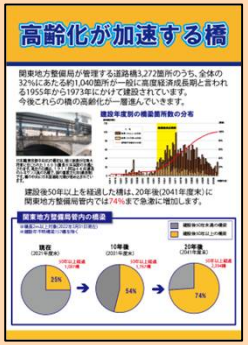

■アンケート調査結果概要

対象者	実施方法	回答者数
連絡協議会ブース来場者	紙媒体	274名

➡ アンケート結果は資料3へ

3. 各取組みの実施状況

①－③連絡協議会委員主催のイベントへの参画

■イベント実施状況②

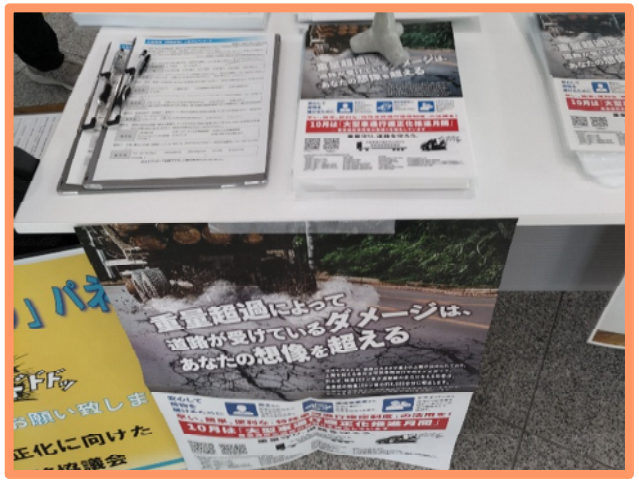

当日ご協力いただいた委員・オブザーバ	ノベルティを提供いただいた委員・オブザーバ
NEXCO東日本関東支社	東京都/千葉県/神奈川県トラック協会 NEXCO東日本関東支社
～ご協力ありがとうございました～	

3. 各取組みの実施状況

①－④SNSによる継続的な情報提供

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

交通規制等の情報発信と併行して、連絡協議会チラシや車輪脱落事故防止チラシを添付した発信等を積極的に実施した。

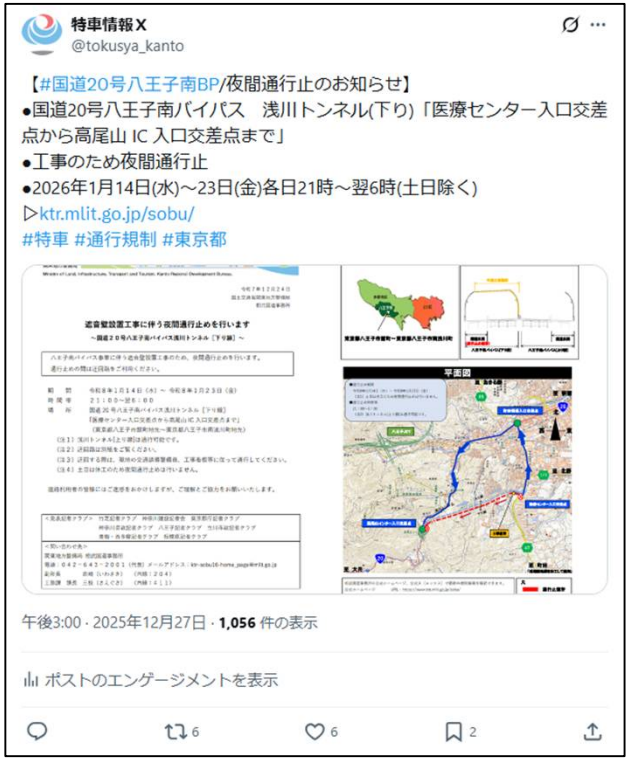

①－⑤連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布

【主対象：社会一般/実施主体：連絡協議会委員】

連絡協議会委員・オブザーバの取組みとして、ポスターの一斉掲示やチラシの配布等を実施した。（※詳細な取組内容は次ページ以降に記載）

3. 各取組みの実施状況

No.1 （一社）東京都トラック協会

【ポスター】
- 10月10日～11月30日まで会館1箇所に掲示

【チラシ】
- 10月10日より1階受付にてチラシを配置
- 10月10日より適正化事業部の巡回指導時に
  対象事業者へのチラシを配布（500部）
- 東京都トラック協会とらっく時報10月25日号に
  チラシを折り込み、協会員へ配布（3400部）

【その他】
- 非掲載　※デジタルサイネージについてはデジタルデータが規格と合わないため断念

No.2 （一社）千葉県トラック協会

【ポスター】
- 10月1日～12月1日まで、
  千葉県トラック総合会館エントランスに掲示した。

3. 各取組みの実施状況

No.3 （一社）神奈川県トラック協会

【ポスター】

- 9月末～11月末まで本部事務所2箇所及び各サービスセンター5箇所、計7箇所にポスターを掲示し周知を図った。

【チラシ】

- 本部事務所およびサービスセンター5箇所にチラシを置いて、来訪者に配布し周知を図った。
- 11月11日に開催した車限令の研修会時に参考資料として参加者へ配布し周知を図った。
- 関連団体の協同組合からの依頼により、組合員へチラシを配布し周知を図った。

【その他】

- トラック時報10月号に掲載し周知を図った。

No.4 （一社）埼玉県トラック協会

【ポスター】

● 10月15日～11月28日まで下記施設にて掲示をした。

- 埼玉県トラック総合会館（さいたま市）
- 埼玉県トラック総合教育センター（深谷市）
- 大宮トラックステーション（さいたま市）
- 埼玉県トラック協会 東部従業員センター（春日部市）
- 埼玉県トラック協会 西部従業員センター（川越市）

【チラシ】

● 埼玉県トラック総合会館内にてチラシを置き、来館者へPRした。

【その他】

● 埼玉県トラック協会10月会報にてチラシを掲載し周知を図った。

3. 各取組みの実施状況

No.5 （一社）全国クレーン建設業協会千葉支部

【ポスター】

● 協会加盟理事16社に掲示を依頼した。

【チラシ】

● 組合員（上記理事を除く）にメール添付する形で配布した。（10月21日）

【その他】

● 当組合の理事会で、ポスター・チラシについて広報を行った。

3. 各取組みの実施状況

No.6 （一社）全国クレーン建設業協会神奈川支部

【ポスター】
- ポスターは事務局に常時掲示。
- 支部会などの集会においてもポスターを掲示し、
  令和8年から特殊車両通行許可のルールがより厳格となる
  可能性があることを周知しています。

【チラシ】
- 組合情報誌とともに全組合員に配布。

【その他】
- 令和8年2月17日に合同支部会の緊急開催を決定した。
  これは組合員企業における告発事案を受けたものであり、さらなる事案が発生しないよう注意喚起を徹底する。その際に行政書士を招き、特殊車両通行許可のルールについて、基礎的な点からの勉強会を実施することとした。

No.7 （一社）全国クレーン建設業協会東京支部

【ポスター】
- 10月後半から現在まで事務所内に掲示

【チラシ】
- 10月の理事会で配布（25部）

3. 各取組みの実施状況

No.8　埼玉クレーン協会

【ポスター】

● 10月14日より以降掲示継続中（会社内2箇所に掲示継続中）

No.9　警視庁

【ポスター】

● 都内97署の警察署内の一般来訪者の目に触れやすい箇所にポスターを掲示した。

【チラシ】

● 各種街頭活動を通じて、一般の方へ配布した。

No.10　神奈川県警察本部（1/3）

【ポスター】

● 令和7年10月22日、神奈川県内54警察署、本部執行3隊（一交機・二交機・高速隊）、本部交通部3所属（交通指導課・運転免許課・運転教育課）にポスター64枚を配布し、到着日から11月30日までの間、配布先において掲示板等に掲示し広報を実施した。

No.10　神奈川県警察本部(2/3)

【ポスター】

No.10 神奈川県警察本部(3/3)

【チラシ】

● 令和7年10月22日、神奈川県内54警察署、本部執行4隊(一交機・二交機・高速隊・自ら隊)、本部交通部3所属(交通指導課・運転免許課・運転教育課)にチラシ6000枚を配布し、到着日から11月30日までの間、配布先において窓口等への設置及びチラシ配布等の広報を実施した。

【その他】

● 道路電光掲示板による広報を次のとおり実施した。

- 事前広報
  「来月20日～過積載取締強化期間！」「過積載ゼロ 法令守り事故もゼロ」
  「積載重量を守り、道路を守ろう！」(9月21日～9月30日)
  「今月20日～過積載取締強化期間！」「過積載ゼロ 法令守り事故もゼロ」
  「積載重量を守り、道路を守ろう！」(10月1日～10月19日)
- 取締強化期間
  「過積載違反車両の取締強化期間中」「過積載ゼロ 法令守り事故もゼロ」
  「積載重量を守り、道路を守ろう！」(10月20日～11月30日)

3. 各取組みの実施状況

No.11　千葉県警察本部(1/2)

【ポスター】

- 10月17日受領後、随時各関係所属に配布し、11月30日までの掲示を依頼。
- 県内、各警察署など41箇所で掲示した。

3. 各取組みの実施状況

No.11　千葉県警察本部(2/2)

【チラシ】

- 10月17日受領後、随時各関係所属に配布。
- 11月30日まで県内、各警察署など41箇所の窓口、交番へ設置し、来庁者が受領できるよう手続きをとった。

No.12　埼玉県警察本部

【ポスター】

- 県下39警察署及び11本部施設に対して、各取組期間中のポスター掲示を依頼した。

【チラシ】

- 県下39警察署及び11本部施設にチラシを分配し、各種交通安全イベント及び取締活動時等で配布を依頼した。

3. 各取組みの実施状況

No.13＆14　東京都建設局 道路管理部 路政課/監察指導課

【ポスター】
- 各建設事務所(都内11箇所)にポスターを配布した。
  10月24日～11月30日まで掲示板等に掲示。
- 10月24日～11月30日まで本庁(1箇所)の掲示板等にポスターを掲示した。

【チラシ】
- 各建設事務所(都内11箇所)にチラシを配布した。
- 11月30日まで本庁(1箇所)にチラシを設置した。

No.15　神奈川県県土整備局

【ポスター】
- 10月29日から順次、道路管理課及び7土木事務所の計8箇所で窓口や入口にポスターを掲示した。
- 道路管理課では、11月30日以降もポスター掲示を続ける。

【チラシ】
- 10月30日から順次、4土木事務所で窓口や入口にチラシを配架した。
- 一部土木事務所では、特殊車両通行許可証と一緒にチラシを申請者に渡した。

No.16　千葉県県土整備部

【ポスター】
- 県道路環境課及び県内土木事務所にてポスターを掲示した。

【チラシ】
- 県道路環境課の特殊車両申請窓口にて、チラシを約50枚配布した。

No.17　埼玉県県土整備部

【ポスター】
- 10月17日～11月30日まで、埼玉県庁及び管内の事務所の計13箇所に掲示した。

【チラシ】
- 10月17日～11月30日まで、県庁及び管内の事務所の13箇所にて各20枚ずつ計260枚を自由配布。

No.18　横浜市　道路局道路部管理課

【ポスター】
- 期間中、市内18区の土木事務所及び市庁舎（執務室フロア）においてポスターを掲示した。
  市庁舎では、12月以降も引き続き掲示していく。

【チラシ】
- 市庁舎の特車申請窓口にチラシを配架中。

No.19　相模原市　都市建設局土木部路政課

【ポスター】
● 以下へ掲示した。
- 相模原市都市建設局土木部路政課　1箇所
- 相模原市商工会議所　2箇所
- 相模原市建設業協会　2箇所
- 相模原運送事業協同組合　2箇所
- リニア事業関連JV工事事務所　14箇所

【チラシ】
● 上記ポスター掲示箇所で配架。

【その他】
● 本市におけるリニア中央新幹線工事の現場へは多くの大型車両が出入りしていることから、庁内のリニア事業を所掌する部署に依頼し、各関係先へ周知・広報を行った。

No.20　川崎市　建設緑政局道路河川管理部路政課

【ポスター】
● 期間中、市庁舎及び事務所にて掲示した。

【チラシ】
● 市庁舎の特車申請窓口に配架中。

3. 各取組みの実施状況

No.21　千葉市　建設局土木部土木管理課

【ポスター】

- 10月10日～11月30日まで、千葉市役所低層棟3階の掲示スペース1箇所及び市内の4土木事務所各1箇所、合計5箇所に掲示を行った。

【チラシ】

- 千葉市役所低層棟3階の土木管理課及び市内4土木事務所の窓口にチラシを設置し、来庁者に配布した。

【その他】

- 令和7年11月16日に千葉市で開催した「『土木の日特別企画』～はたらくくるまみんなあつまれ～」のイベントにて、関東地方整備局交通対策課様、日本道路交通情報センター様、NEXCO東日本関東支社様のご協力のもと、特殊車両に関する広報を行い、神谷千葉市長もご協力いただいた協議会の皆様からお話を伺いました。

No.22　さいたま市　建設局土木部土木総務課

【ポスター】

- 本庁舎南北事務所の3箇所に掲示しました。

【チラシ】

- 本庁舎のチラシ配架コーナーに配架しました。

No.23 東日本高速道路(株) 関東支社交通管理課

【ポスター】

● 10月20日から11月28日まで、下記休憩所施設でポスター掲示を行いました。

- 関越道　三芳PA(下り)、高坂SA(下り)、嵐山PA(上下)
- 東京外環道　新倉PA(集約)
- 常磐道　友部SA(上下)、田野PA(上下)、東海PA(上下)、日立中央PA(上下)、中郷SA(上下)、関本PA(上下)
- 北関東道　笠間PA(集約)
- 東京湾アクアライン　海ほたるPA(集約)
- 東北道　蓮田SA(上下)、羽生PA(上下)
- 圏央道　菖蒲PA(集約)、坂東PA(内回り)

【チラシ】

● 10月20日から11月28日まで、下記休憩所施設でチラシの設置を行いました。

- 東北道　蓮田SA(上下)、羽生PA(上下)
- 圏央道　菖蒲PA(集約)、坂東PA(内回り)

【その他】

● 管内の高速道路における情報板への点灯を実施。

● 管内の全ての休憩施設のデジタルサイネージに10秒間の掲出を実施。

No.24　中日本高速道路（株）　東京支社川崎道路管制センター交通管制課

【ポスター】

- 10月10日より11月30日まで、川崎道路管制センターにて展示した。

【チラシ】

- 川崎道路管制センター入口、コミュニケーションプラザ横に設置のチラシラックにて、一般の方に配布した。

【その他】

- 東京支社Xアカウントにおいて、チラシデータを掲示して広報活動を実施。

3. 各取組みの実施状況

No.25　中日本高速道路(株)　東京支社八王子道路管制センター交通管制課

【ポスター】

● 10月15日～11月30日まで、支社社屋1箇所・管内の事務所4箇所に掲示した。

【チラシ】

● 管内の事務所受付、一部の管内休憩施設・料金所のチラシスタンドに設置配布した。

【その他】

● 管内休憩施設のMIBに掲示した。(10月中実施)

● 道路情報板による広報を実施。

- 「10月は重量違反車両等取締強化月間 重量守り、道路を守ろう」(10月中実施)
- 「積載重量を守り、道路を守ろう！」(11月中実施)

No.26　首都高速道路(株)　保全・交通部　防災・交通管理室　交通管理課

【チラシ】
- 本線料金所での取締り実施時にトラックや違反疑義車両の運転手に計300枚配布した。

【その他】
- 弊社の道路情報を発信するSNS(X)にて、広報を行った。(10月22日)
- 10月1日より、文字情報板にて「取締強化月間」を表示。

No.27　関東運輸局(1/3)

【ポスター】
- 10月22日から、本局及び支局の計9箇所に掲示。

【チラシ】
- 10月22日から、本局及び支局の窓口等で配付。

No.27 関東運輸局(2/3)

【ポスター】

東京

神奈川

埼玉

千葉

群馬

茨城

栃木

山梨

本局

No.27 関東運輸局(3/3)

【チラシ】

東京

神奈川

埼玉

千葉

群馬

茨城

栃木

山梨

本局

No.28 関東地方整備局 道路部交通対策課

【ポスター】

● 10月1日から関東地方整備局道路部交通対策課内4か所に掲示。

【チラシ】

● 10月1日から関東地方整備局道路部交通対策課内入口に設置。

【その他】

● 国土交通省関東地方整備局ホームページ（大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会）に、令和7年度版ポスターを掲載。

No.29　関東地方整備局　港湾空港部

【ポスター】

- 10月中旬から11月30日まで、関東地方整備局港湾空港部（横浜第2合同庁舎14階）と港湾空港関係の8事務所に掲示した。
  また、当該期間に工事受注している工事業者の事務所等に掲示した。

【チラシ】

- 関東地方整備局港湾空港部（横浜第2合同庁舎14階）のチラシ置場に置いた。

No.30　関東管区警察局　広域調整第二課

【ポスター】

- 10月10日～11月28日まで、課内1箇所に掲示した。

No.31　東京国道事務所

【ポスター】
● 10月1日～11月30日まで、東京国道事務所1箇所に掲示した。

【チラシ】
● 11月6日に実施した首都圏大規模合同取締りの際に運転手に配布した。

【その他】
● 道路情報板による広報を行った。
・「10月は、重量違反車両等取締り強化月間」（9月27日から10月31日）
・「重量守り、道路を守ろう」（11月1日から11月30日）

No.32　千葉国道事務所

【ポスター】

● 10月14日～11月30日まで、特車通行適正化ポスターを事務所2枚、出張所5枚、監督所1枚の計8枚を庁舎内に掲示した。

【チラシ】

● 10月14日～特車通行適正化チラシ、特車通行確認制度周知チラシを事務所特車受付に掲示した。

【その他】

● 特車通行適正化チラシ、特車通行確認制度周知チラシを、事務所ホームページ及び事務所X（旧Twitter）に投稿した。

No.33　横浜国道事務所

【ポスター】
- 11月30日まで事務所内（特車申請窓口、待合室）に掲示した。

【チラシ】
- 特車取締り時と申請窓口にいらっしゃった方に配布した。

No.34　大宮国道事務所（1/2）

【ポスター】
- 10月10日から11月30日まで、管内の事務所及び出張所等6箇所で掲示しました。
- 10月20日から11月30日まで、道の駅3箇所でデジタルサイネージに表示しました。
- 10月と11月の指導取締会場で2回掲示しました。

【チラシ】
- 10月10日から、事務所の特殊車両係り出入口に設置中で、自由に持ち帰れる様にしています。
- 10月と11月の指導取締会場で、引き込んだ車両の運転手に計3枚を配布しました。

No.33　大宮国道事務所(2/2)

【その他】

● 10月16日から11月30日まで、道路情報板3か所で広報を行いました。

［場所］

- R16 春日部市西金野井地先
- R17 さいたま市大宮区三橋地先
- R17 本庄市東五十子地先

［場所］

- 10月16日～19日及び10月25日～31日
  「10月は、重量違反等取締強化月間」と「重量守り、道路を守ろう」の切り替え
- 10月20日～24日
  「重量違反車両等　集中取締中」と「重量守り、道路を守ろう」の切り替え
- 11月1日～30日
  「積載重量を守り、道路を守ろう！」

3. 各取組みの実施状況

①－⑥連絡協議会委員（関係企業団体）が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿

【主対象：運送事業者等/実施主体：連絡協議会委員】

委員	機関誌	実施状況
東京都トラック協会	東京都トラック時報 （9月/10月25日号）	9月25日号に記事を掲載。 10月25日号にチラシを折り込み、協会員へ配布。
千葉県トラック協会	トラック情報ちば （10月号）	10月会報に記事を掲載。
神奈川県トラック協会	神奈川トラック時報 （10月号）	トラック時報10月号に掲載し周知を図った。
埼玉県トラック協会	サイトくん会報 （10月号）	10月会報にてチラシを掲載し周知を図った。

【東京都トラック協会】

【千葉県トラック協会】

【神奈川県トラック協会】

【埼玉県トラック協会】

3. 各取組みの実施状況

①－⑦SNSの活用拡大

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

交通規制情報の発信の他、取締強化月間・合同取締の結果報告や、特殊車両に関連する豆知識等の定期的な投稿を実施した。

<取締強化月間(10月)結果広報>

<合同取締(11/7)結果広報>

<定期投稿(特車通行豆知識)>

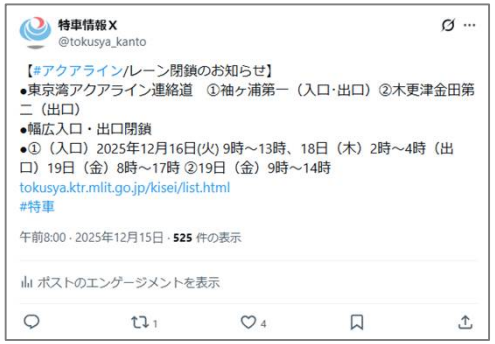

<交通規制情報＞

3. 各取組みの実施状況

①－⑧ポスター・チラシ等における新たな広報手法の検討

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

連絡協議会の広報ツールを用いた啓発活動を広げるため、横向きに対応したポスターの制作やイラスト動画活用範囲拡大の検討を実施した。

横向きのポスターデータ	イラスト動画（R6年度ver.）

3. 各取組みの実施状況

①－⑨クレーンオペレータアンケート調査 【主対象：運送事業者等/実施主体：連絡協議会委員】

クレーンオペレータへの啓発活動の一環として、全国クレーン建設業協会にご協力いただき、首都圏（3支部）に加え、北関東（2支部）において、特車制度に関するアンケート調査を実施した。

【実施概要】 東京・神奈川・千葉・栃木・茨城支部における法定講習参加のオペレータ

※クレーンオペレータは5年ごとに講習を受講

【回答者数】 クレーンオペレータ770名（5支部計）➡アンケート結果は資料3へ

クレーンオペレータに関するアンケート

実施日 令和　年　月　日

現在、国内の道路構造物（橋など）は深刻な老朽化問題を抱えています。この老朽化した橋をさらに劣化させる主要因は、重量を違法に超過した大型車両の走行によるものとされています。
このような現状について、道路を利用される皆様方が今現在、どのように認識されているか、本アンケート調査により把握させて頂くものです。ご多忙の中お手数をお掛けしますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご回答頂けますと幸いです。
【アンケート依頼者】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

以下の質問について、最も該当する選択肢１つに○印を付けてください。

質問１．運転している大型車両は「特殊車両」※と言われるものですか？ ※一般的に、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、総重量20tのいずれかを超える車両のことを言います。

選択肢	①特殊車両を運転している　②特殊車両ではない車両を運転している　③わからない

質問１．で①と回答した方は質問２．に進んで下さい。 ②、③を回答した方はこれで終了となります。

質問２．ご記入いただく方にお伺い致します。

年　齢	①20 歳代　②30 歳代　③40 歳代　④50 歳代　⑤60 歳以上

質問３．道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？

選択肢	①重量超過の大型車両が走行している　②道路の補修がされていない ③建設してから時間が経っている（経年劣化）　④わからない

質問４．法令で定められた重量を超える特殊車両は、通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

選択肢	①よく知っている　②聞いたことがあるが内容は知らない　③全く知らない

質問５．**オールテレーンクレーンを運転している方にお伺いします。**オールテレーンクレーンは分解しないと道路を走行することができないものがありますがこのことをご存知でしたか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢	①よく知っている　②聞いたことがあるが内容は知らない　③全く知らない

質問６．**25t 吊以上の自走式クレーンを運転している方にお伺いします。**建設現場等にクレーン等特殊車両を運転していく際に、運行管理者等から通行経路の指示がありますか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢	①必ず指定される　②時々指定される　③全く指定がないため自由に通行している

質問７．クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場はどこが多いですか？

選択肢	①官公庁の土木工事現場　②官公庁の建築工事現場　③民間の土木工事現場 ④民間の建築工事現場　⑤個人の住宅工事現場　⑥その他（　　）

質問８．発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？

選択肢	①頻繁にある　②時々ある　③あまりない　④１度もない　⑤わからない

質問９．**質問８．の発注者からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。**今までに発注者から最も多くの指示または要請を受けた内容をご記入ください。

回答欄	例）夜間走行の条件なのに昼間着で指定された

質問10．大型車両に関する法令、制度等について、研修会や説明会等があれば、参加を希望しますか？

選択肢	①ぜひ参加したい　②よく知っているので参加しない ③わからない

質問11．右のイラストを以前に見たことがありますか？

選択肢	①見たことがある　②見たことがない

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

＜クレーンオペレータ向けアンケート（紙媒体）＞

3. 各取組みの実施状況

②－①整備管理者研修等での情報発信

【主対象：運送事業者等
/実施主体：連絡協議会委員】

【関東運輸局　協力】

整備管理者研修や運行管理者指導講習の際に、連絡協議会チラシを掲載いただいた。

②－②運送事業適正化機関を通じたチラシ配布

【主対象：運送事業者等
/実施主体：事務局】

【1都3県トラック協会　協力】

1都3県トラック協会を通じて、貨物運送適正化事業実施機関が実施するトラック運送事業者への巡回指導時における連絡協議会チラシの配布を依頼した。

協力組織	配布数
(一社)東京都トラック協会	500枚
(一社)神奈川県トラック協会	250枚
(一社)千葉県トラック協会	500枚
(一社)埼玉県トラック協会	500枚

②－③特車メーカーを通じた購入者へのチラシ配布

【主対象：運送事業者等
/実施主体：事務局】

【クレーンメーカー　協力】

クレーンメーカー(国内2社)を通じて、特殊車両(クレーン)購入者に対して、チラシを配布していただいた。

協力メーカー	配布数
株式会社加藤製作所　千葉支店	100枚
株式会社タダノ 関東支店	100枚

3. 各取組みの実施状況

②－④非加盟事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布

【主対象：運送事業者等/実施主体：事務局】

11月の運行管理者等指導講習（東京）で受講者に対して啓発活動を実施した。

協力団体		配布数
（独）自動車事故対策機構（NASVA）		
	・東京主管支所	チラシ1300枚
	・神奈川支所	チラシ1000枚
	・埼玉支所	チラシ1200枚
	・千葉支所	チラシ800枚

②－⑤建設機械関連事業者を対象とした啓発

【主対象：荷主等/実施主体：事務局】

建設機械に関連する団体を対象に、特殊車両通行制度の概要について説明会を実施した。また、説明会参加者へチラシの配布等の啓発活動を行った。

説明会実施先	実施方法	参加人数	実施日
（一社）日本建設機械レンタル協会	対面	169名	令和7年10月28日

➡ アンケート結果は資料3へ

3. 各取組みの実施状況

③－①取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布

【1都3県警察・高速道路会社　協力】　　【主対象：運送事業者等】

1都3県エリアの警察署や高速道路SA/PA等で連絡協議会チラシを配布いただいた。

③－②大型車に関する交通安全等のチラシ配布

【主対象：運送事業者等】

【取締実施機関　協力】

首都圏大規模同時合同取締時に特車確認制度及び大型車両の車輪脱落事故防止のチラシを配布いただいた。また、記者発表資料に掲載した。

【車輪脱落事故防止チラシ(表面)】

【車輪脱落事故防止チラシ(裏面)】

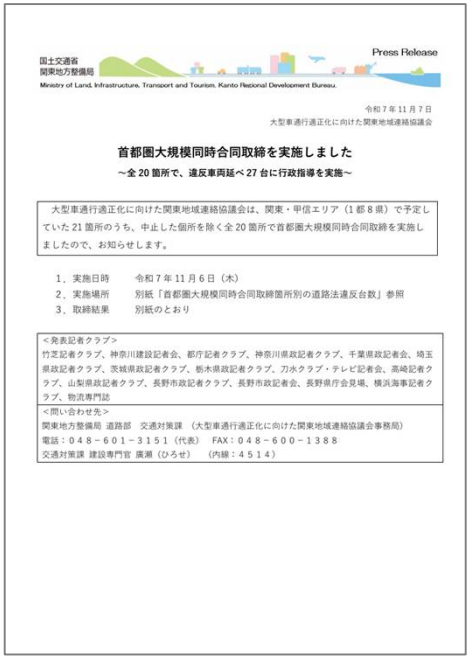

【記者発表資料】

3. 各取組みの実施状況

③－③合同取締作業部会と連携した広報

【主対象：運送事業者等】

合同取締作業部会が実施する取締強化月間及び集中取締期間の広報をポスター・チラシ、X（旧ツイッター）、交通情報板、道路情報板により実施した。

【1都3県警察・高速道路会社・国道事務所 協力】

【警視庁】

【NEXCO中日本（八王子）】

【東京国道事務所】

【大宮国道事務所】

③－④ポスター・チラシ等の配布方法改善検討

【主対象：運送事業者等】

連絡協議会委員へのポスター・チラシ等の配布方法について、ポスターの四つ折り等、効率的な配布・配送を検討した。

3. 各取組みの実施状況

④ー①荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施、又は説明資料の配布

■説明会の実施

【主対象：荷主/実施主体：事務局】

建設業界に属する荷主団体を対象に、特殊車両通行許可制度の概要について説明会を実施した。

説明会実施先	実施方法	参加人数	実施日
（一社）日本建設機械レンタル協会	対面	169名	令和7年10月28日（火）
（一社）東京建設業協会	Web	156名	令和7年11月14日（金）

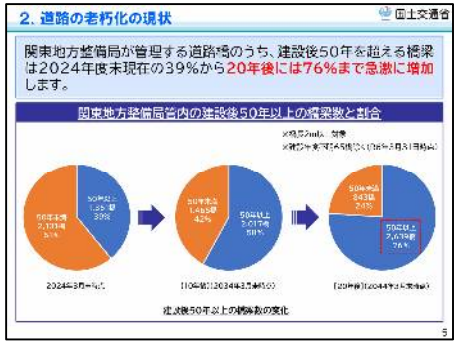

■説明資料の配布・アンケート調査実施

上記説明会時に会員事業者へ説明資料を配布していただいた。
また、説明資料巻末にWebアンケートURLを添付し、アンケート調査にご協力いただいた。

➡ アンケート結果は資料3へ

3. 各取組みの実施状況

④－②荷主団体へのチラシ等の配布

【主対象：荷主/実施主体：事務局】

荷主団体である東京建設業協会、日本建設機械レンタル協会にチラシを配布した。

④－③工事安全協議会等を通じたポスター配布

【主対象：運送事業者等/実施主体：事務局】

関東地方整備局管内の工事安全協議会（46部署）の協力を得て、各工事現場等において連絡協議会ポスターの掲示依頼を行い、出入り関係者、現場作業員に向けて大型車通行適正化の重要性を周知した。

〈工事安全協議会　ポスター配布先事務所〉

○河川関係
下館河川事務所
霞ヶ浦河川事務所
霞ヶ浦導水工事事務所
鬼怒川ダム統合管理事務所
久慈川緊急治水対策河川事務所
京浜河川事務所
江戸川河川事務所
荒川上流河川事務所
荒川下流河川事務所
荒川調節池工事事務所
相模川水系広域ダム管理事務所
渡良瀬川河川事務所
二瀬ダム管理所
日光砂防事務所
品木ダム水質管理所
富士川砂防事務所
利根川ダム統合管理事務所
利根川下流河川事務所
利根川上流河川事務所
利根川水系砂防事務所

○道路関係
宇都宮国道事務所
横浜国道事務所
首都国道事務所
常総国道事務所
千葉国道事務所
川崎国道事務所
相武国道事務所
大宮国道事務所
長野国道事務所
東京外かく環状国道事務所
東京国道事務所
北首都国道事務所
関東道路メンテナンスセンター

○道路河川事務所
甲府河川国道事務所
高崎河川国道事務所
常陸河川国道事務所

○営繕関係
営繕部
宇都宮営繕事務所
甲武営繕事務所
横浜営繕事務所
東京第一営繕事務所
東京第二営繕事務所
長野営繕事務所

○公園関係
国営常陸海浜公園事務所
国営昭和記念公園事務所

○その他
関東技術事務所

〈配布ポスター〉

3. 各取組みの実施状況

④ー④自治体の工事関連部署等を通じたチラシ配布拡大の検討

【主対象：荷主】

昨年度に引き続き、神奈川県内の自治体の特車担当者から、出先事務所の工事に関連する部署等へのポスター・チラシ配布を依頼した。

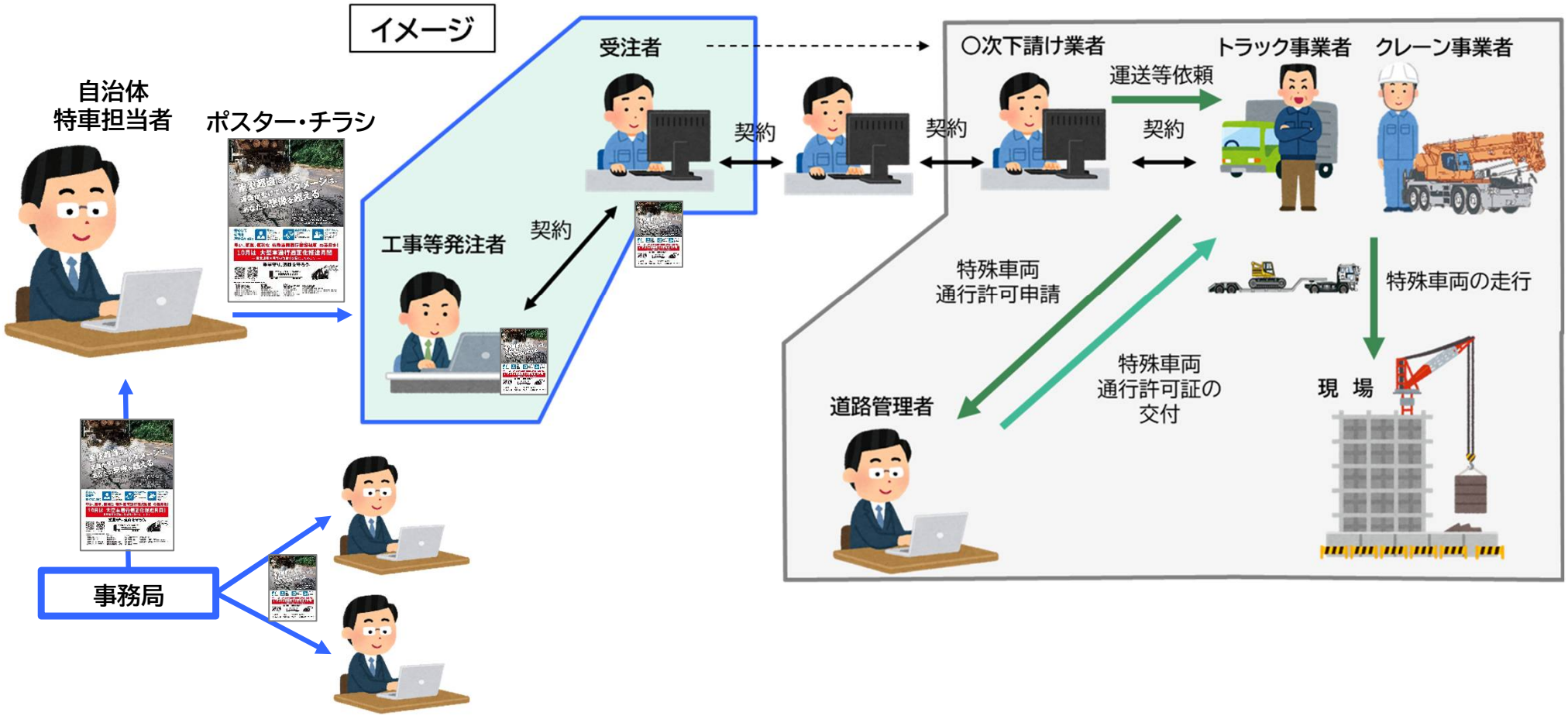

⑤ー①＆②個別協議期間の短縮/申請手続きの適正化等に向けた意見交換を実施

【主対象：運送事業者等/実施主体：通行許可迅速化検討部会/迅速化（トラック）WG】

通行許可の迅速化に向けて、個別協議期間の短縮や審査内容の統一化、申請手続きの適正化（提出書類の不備削減等）等に関する意見交換を実施した。

実施主体	実施方法	実施日	主な議事
通行許可迅速化検討部会	Web形式	令和7年12月2日	• 通行許可迅速化に向けた意見交換 • 特殊車両通行確認制度等のシステムの利用状況、今後の対応について
迅速化（トラック）WG	ハイブリット形式	令和7年9月16日	• 特殊車両通行許可制度及び確認制度に関する質問・要望等に関する意見交換

⑤ー③行政書士会へのチラシ配布

【主対象：運送事業者等】

特車制度の申請を受託することのある行政書士に向けて、日本行政書士会連合会を通じて、ポスター・チラシ配布等の啓発活動を実施した。

3. 各取組みの実施状況

⑤ー④意見交換結果のSNS等による広報活用検討

【主対象：社会一般/実施主体：事務局】

通行許可迅速化検討部会の事前調査や意見交換の結果を「特車申請TIPS」として発信し、荷主・運送事業者を含む社会一般へ広く啓発を実施した。

主な投稿内容

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
①申請前にポータルサイトの確認を
☑制度内容を事前にご理解いただくことで、申請手続きがより
になります。是非特車ポータルサイトをご活用ください。#特殊
▷tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後4:00 · 2025年9月8日 · **1,323** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

4　6　1

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
②窓口訪問前の連絡を
☑担当者が不在の場合もあるため、訪問の際は、予めお電
連絡をすることをおすすめします。
#特車 #特殊車両
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後3:00 · 2025年9月9日 · **2,453** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

2　3　7

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
③過去の許可番号の共有を
☑過去に同様の申請で許可を受けた際は、許可番号を添えることで審査が円滑に進む場合があります。#特殊車両
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後3:00 · 2025年9月10日 · **2,379** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

3　6　12

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
④道路情報便覧は最新版を
☑古い情報を基にした申請は、差し戻しの原因となります
最新の情報をご確認のうえご利用ください。#特殊車両
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後3:00 · 2025年9月11日 · **2,273** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

2　4　7

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
⑤申請前に簡易算定を
☑簡易算定により、通行の可否の他にも、指定方向外進行
行・夜間通行区間の有無等が事前に確認できます。#特殊
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後3:00 · 2025年9月12日 · **2,661** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

2　5　8

特車情報X
@tokusya_kanto

【特車申請tips】
⑥車両仕様の詳細資料添付を
☑車両の仕様情報を詳細に提出することで、追加資料の要請及び資料再提出の手間を省き、審査の迅速化に繋がります。#特殊車両
#大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

午後3:00 · 2025年9月13日 · **2,885** 件の表示

ポストのエンゲージメントを表示

2　8　12　1